

入ってどうのこうのということは申すつもりはありませんが、一つ、アンケートについては、アンケートを実施する方向で進んでいるわけですが、このアンケート実施は、事務局から見て大体いつごろになるような予定ですか。その点だけお聞かせください。

それから、クレークの関係ですけれども、一つは、議会に対する相談の問題なんですけれども、部長から答弁いただいたわけですが、部長なんかも割合と、基地対に相談したということをもって、議会に相談をしたというふうに、全く同じような形でとっていると思います。さっきも議会の方に相談をしたというふうに言っておりますから。ところが、議会としては、何も私たち全く相談預かり受けてもないんです。結局、皆さんの議会に相談をしたというのは、基地対に相談をしたということですね。御承知のように、基地対と称する特別委員会は、とにかく私もやもう一つの会派をはずした、俗に言う市長与党会派と称する人たちで、その中で構成しているわけなんです。もともと、ある意味で言えば、公正な形で、議会を代表しているとは言いがたい委員会なんです。私はそういうふうには認識しているのです。ですから、そこに相談しただけというのは、大変な片手落ちになるのですよ。それは、理事者のやるべきことではないのです。特別委員会にも皆さん相談したいのですから、どうぞ相談しなさい。しかし、同時にそのことは、次の時期にある全協等も全く開かれなわけではないのですから、当然、少なくとも皆さんの方が主体性を持って報告すべきことだと思います。

これは、次の基地対に出した資料等が全議員に配付されないという問題とも共通する問題でありますけれども、では、従来からこうした方法であったということですから、従来はいい。では、今後は、こういう問題については、どうですか。理事者側も主体的にやっていたかと思いますが。従来はこうやったからというから、まあそれはいいでしょう。では、今後もうこういうパターンを継続していくのか。それとも、私が言うように、やはり主要なものについては、例えば基地対に報告し、全協に報告するとか基地対に出した資料等を他の議員、私だけではないですよ。他の基地対に所属しない議員にもきちっと提出していくのか、そういう考えがあるのかどうなのか。これは、別に面倒なことではないのです。やろうと思えば、幾らでもできるわけです。資料をちょっと余分につくればいいわけです。そういう点ではどう

なのでしょう。その点を、ひとつお伺いさせておいていただきたいと思ひます。

それから、東京都に対する要請行動なんですけれども、総務局長やその他に口頭で申し上げたということなのですが、これはやはり先ほども別の方の一般質問でも出ましたけれども、いわゆる口頭抗議や口頭申し出の「申し上げた」というのは、あんまりこれは、それは早いという点では、これ以上早いものはないのでしょうけれども、やはり文書できちっとすべきだろうと思ひます。皆さん方の役所間のやりとりであれば、もう文書がなければ受け付けないというのは当然のことです。それぐらいの文書をつくる時間なんかはそうかかるわけではないので、そういう点では、きちっとやっていかなければならない問題だと思ひます。そういう点では、昨年の九月の点から問題を提起して以来、文書等で東京都に対して、いろいろ要請したということは、特にないわけですか。その点だけ、ちょっと確認の意味でもお聞きしておきたいと思ひます。

それから、ここでは近々、市長は知事に会うというふうに言っているのですが、いつ会うのかその答弁がなかったような気がします。――「相手の都合があるからわからないよ」と呼ぶ者あり――いつ会うような年内にお会いできるような約束はとれたのでしょうか。その点、お聞かせください。

それから、市街地上空の騒音測定については、前向きに検討するということです。前向きと検討というのが二つについているから、楽しみにしておきますよ。また三月議会の時点でどういう検討をされたかお聞きしたいと思います。きょうは、前向きの検討ということですので、この問題はこの程度にとどめておきます。

それから、四番目の消費税については、市民の立場に立つのであれば、廃止を要求して当然のことだと思ひます。今、なおこの推移を見ていくということにとどまるということは、やはり市長はいろいろごちやごちやごちや言いますけれども、消費税を廃止してほしいというようなことは、やはりどうもないような感じを受けるわけです。そういう点では、やはり、今、世論は消費税廃止の方向に大きく動いているわけですし、参議院でも、もう近日中に消費税廃止法案が可決になる、そういう時点に来ているわけですから、これはもう市長としても、大英断を下して消費税廃止をぶち上げていただきたい。

このことも強く申し上げておきたいと思ひます。

それから、公共料金にも万が一にも転嫁をするというようなことがないように、これも強く申し上げておきたいと思ひます。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 二点にわたって、御答弁申し上げます。

一つは、平和祈念事業に関連いたしましたして、世界連邦以外と共催する考え方があるかどうか、ないかと、そういうことでございますが、去年もそうでございます。ことしもそうでございますが、確かに、去年に比較しまして、PR等はかなり十分やったつもりでございますが、結果として、ああいうふうな形で、必ずしも、満足するような形の参加者が集まらなかったと、そういうことでございますが、特に、世界連邦と共催したから少なかったと、そういうふうには理解をしておりますし、ああいったたいの祈念事業でございますので、単独でやることに若干無理があるのかなと、そんなことは考えております。

来年度については、そういうことを踏まえまして、例えばほかの行事と並行してやらせてもらうとか、あるいは人が集まる機会をとらえてやらせてもらうとか、そのような形で、できるだけ満足できるように形の祈念事業にしていきたいと考えております。

それから、基地問題に関連いたしましたして、一つは、資料の問題でございまして、これを議会の方全体に資料配付をしていくのかどうかと、そういうふうなお話でございますが、この点については、従来どおりの方法を、これからもとらせていただきたいと、そのように考えます。

それから、二点の東京都に対しての要請活動でございますが、これを文書でやったかあるいは口頭かと、そういうふうなことでございますが、これは、口頭で要請をしたということでございます。

それから、三点目の市長が知事に会う時期はいつなのかというふうなことでございますが、まだ、知事の方と日程調整等をまだしてございませんので、ここでいつというふうな形には申し上げられないわけでございます。以上でございます。

○教育次長（古谷正夫君） アンケート調査の実施時期でございすけれども、十一月に内容説明いたしまして、再度十二月にも検討したいというふうなことから持ち越しになっているわけでございます。この審

議が決まりましたから、早ければ一月ごろに実施ができるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○十一番（松山 清君） 要望ですから、簡単にいたしますよ。

平和祈念事業で、くれぐれもう一度言いますけれども、部長が最後に答弁いたしましたけれども、結局、世界連邦と共催したから少なかつたとは思われないや、ここに問題があるんですよね。世界連邦とだけ共催するからこうなってしまうのですよ。ここなのです。世界連邦だけとやるのはまずいですよというのが、私、再々申し上げているので、とにかくこの点では十分、私の言うことを取り入れていたいただきたいと思ひます。世界連邦とだけ共催するから、一回目も二回目もこんな結果になってしまうので、そのことを十分考えていただきたいと、そのように思ひます。そのことを申し述べておきたいと思ひます。

それから、基地問題では、日程等知事と会うのは調整中だということですが、これだけ東京新聞の十一月二十五日に出て、はやもう二週間以上。ですから、日程調整が難しいなんて言っていると笑われてしまうと思ひます。新聞にやるよと出ちゃったわけだから。ぜひ、早くお会いして福生の市民の受けているこの切実な問題をぶつけていただきたいと思います。そのことだけ、これは言っておきます。

それから、いわゆる資料や収集した情報等、結局、今後も従来どおりやっていくということで、この辺は、ひとつ変えていただかなければならないと思ひます。基地対というのは、先ほども申しましたように、市長と党の会派だけで構成している極めて特別な特別委員会なので、そういう点では、そういうところだけ、皆さん理事者側がそこだけやるのだということになると、これは議会を軽視するということにも、当然つながるわけなので、そういう点では、十分方向を変えていただかなければならないと、そういうふうにご存じます。

それから、中学校の給食の問題については、市民もその実現については、もう本当に期待を持って見ているわけですから、アンケート調査の結果等もちろんまた出てくるような形になるかと思ひますけれども、とにかく事務局を担当する教育委員会としても、実現の方向に向けて大いに取り組んでいただ

きたいということだけ述べておきたいと思います。以上です。

○議長（仲村清信君） 次に、二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） それでは、一般質問を行っていきます。大きくは、三点についてお尋ねいたします。最初に、米軍横田基地についてであります。第一点目にフィリピン、クラーク基地からの部隊移駐について、私もこのことは連続して一般質問を行ってきましたが、現在までの移駐状況について、詳しく答弁していただきたいと思います。さらに、移駐に伴い九月以降、市長はどんな対応を行ってきたかも、あわせてお尋ねいたします。

第二点目として、市内上空の低空飛行訓練についてお尋ねします。十一月から、とりわけC130においては、昼夜を問わず、三機あるいは多いときで四機連続して飛行訓練を行っています。騒音もさることながら、かなり低く飛んでいるというふうに思いますので、市内上空については三九協定と言われている、いわゆる横田飛行場における航空機騒音の軽減措置について、何ら守られていないというふうに、私は感じますが、市長は市民生活を守り、安全確保に向けて、市街地上空の飛行訓練について、三九協定について、どのように考え受けとめているのかをお尋ねします。

あわせて、市長は市街地上空低空飛行訓練について、基地に対し、どんな対策を行ってきたのかもお尋ねいたします。

第三に、騒音測定器の庁舎屋上設置の考え方があるかどうかお尋ねいたします。先ほども言いましたが、C130輸送機の三ないし四機連続飛行訓練が行われております。とりわけE2C飛行訓練については、今年度は頻繁に行われてきました。市民の苦情も倍以上にも伸びております。これは、大変残念なことだというふうに思いますが、E2C訓練では、市としては事前連絡がなく、飛行してからあわてて測定を行っております。C130やE2Cの訓練等を常時市街地上空の測定するためにも、市役所屋上に騒音測定機を設置して当たり前のことと、私は考えますが、この間一般質問を行ってきましたが、前進が図られて

おりません。市民の騒音対策の要求は大きいことは言うまでもありません。騒音の実態把握をするためにも、そして、資料に基づき、基地に対する申し入れ等を行うにも具体性が出てくることは明白ですし、より一層の効果を発揮するのは、市長の裁量であるというふうに思います。そういった意味から、来年度予算編成の時期にもう入りますので、この時期に騒音測定機を設置する考えがあるかどうか、お伺いいたします。

第四点目に、基地内工事についてありますが、基地滑走路の工事について、その理由と工事内容はどうなっているのか。また、基地内住宅建設の現状と今後の予定について詳しくお聞かせください。

第五点目として、九月から十一月までの軍用機の飛来等についてお尋ねします。数字関係については、月を三段階に分けてお願いいたします。

次に、福祉行政についてお尋ねいたします。

第一番目に、心身障害者緊急一時保護等の実施の考えについてお聞きします。都の行政として、こういった制度に取り組んでいるというふうに思いますが、福生市ではまだ実施されておられません。心身障害者を抱えている家庭では、自由に行動できるわけではありませんし、かなり生活面で拘束されているのが実態であるというふうに思います。それゆえに、健常者の家庭とでは、比べても、その心労ははかり知れないものだと思います。そういった家族に、この心身障害者緊急一時保護事業が取り組まれますと、日常生活の上で、短時間外出する際、心身障害者を預けることによって、精神的にも肉体的にも大変助かることになると思います。例えば、主に障害者を見ている親や家族の方が病気になる場合や病院に通院するときや冠婚葬祭、PTA、保護者会等の催し物に参加しやすくなったりするわけですが、福祉充実の意味でも、また、都の補助金を受けられるわけですから、早期実施をすべきであるというふうに思います。そこで、実施する考えはありますか。二番目に、他市の実施状況はどうなっているのか。三番目として、もし実施するとするならば、施設を市で建て、そこを中心に活動を展開すれば、よりよいものができると思いますが、そういった考えがありますか。どうかをお尋ねいたします。

二つ目に、心身障害者の学童保育実施について、お聞きします。さきの決算委員会でもお聞きしたわけ

ですが、福生市の学童保育の充実をより一層前進させていただきたいと思っています。年々男女ともに働く世帯が増えてくる社会状況の中で、学童保育の必要性は、今後ますますふえてくるものと考えます。そこで、心身障害者の受け入れ体制を早急につくり上げて実施していただきたいと考えていますが、市長の考え方を尋ねいたします。

また、市の広報等を見ますと、心身の障害のある児童は除きますと、明確に書かれております。これは、大変な問題であろうと、私は考えます。いかなる理由があるかと、学童保育は実施されているわけですから、市のおしらせ等でこうした表現をすることは、市民の立場から見ても不公平であり、市が差別的取り組み方をしていると言われている、返す言葉がないものと思います。申し込みを受けてから相談するというならまだしも、市長は、こういった問題について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

最後に、就学時健康診断についてお聞きします。

ほかの議員からも質問がされておりますが、昨年、私も一般質問を行ってきましたので、今回も内容、考え方を尋ねいたします。

一点目として、就学時健康診断についての実施内容と就学相談の実施内容、知能検査についての実施内容、以上の三点にわたって、詳しく説明をしていただきたいと思います。

大きな二点目として、就学時健康診断の考え方についてお尋ねいたします。私は就健は就学する前に、差別、選別を目的として行われるものであると認識しています。その象徴的なのが知能テストであろうと思います。教育長は就健について及び知能テストについて、どのように考えているのかお聞きします。また、知能テストを中止した場合、行政にとっての影響はどんなものが考えられるのかも、あわせて答えたいと思います。

以上で、一回目の質問を終わります。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 大森議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

米軍横田基地についての一点目、クラーク基地からの部隊移駐状況についてでございますが、本件につ

きましては、他の議員さんからも御質問をいただき、御答弁申し上げましたとおりでございます。五部隊関係につきましては、九月末までに移駐が完了しているとのことでございます。また、C130四機を伴った第二一戦術空輸飛行中隊の移駐につきましては、現在、兵員、家族の移駐は完了しているとのことでございます。航空機につきましては、二機が移駐してきており、今月末までには移駐が完了する予定であるとのことでございます。この間における対応につきましては、九月三十日、十月三十日、司令官に対し、九月十三日、十一月九日及び十三日国に対し、強く中止要請をいたしております。また、東京都におかれても、こうした実情を理解していただきたいと考えてまして、総務局長及び副知事にも要請をしております。いずれにいたしましても、再三にわたる中止要請にもかかわらず、移駐が実施されておりますことは、まことに遺憾なことでありまして、今後のフイリピン情勢等の変化に伴う横田への影響等も懸念されるところでございますので、引き続き、強く要請してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

二点目の市内上空の低空飛行訓練についてでございますが、御指摘のようにC130による飛行訓練は滑走路の補修工事に関連した一時的なものであるとのことですので、申し入れ等はいたしておりますので、よろしく願います。

三十九年協定につきましては、横田における騒音の軽減措置に関する一種のガイドライン的なものであり、強制力は余りない取り決めであると思っておりますが、今後市街地上空飛行や低空飛行は、できるだけ避けるように申し入れはいたしていきたいと考えておるところであります。

次に、米軍横田基地についての第三点目の騒音測定機の庁舎屋上設置についてでございますが、さきに松山議員さんにも御答弁申し上げましたところでございますが、E2Cの旋回飛行時には、大変多くの市民から苦情が寄せられることを考えますと、庁舎屋上での測定も、あるいは必要かとも思いますので、今後も前向きに、方向づけをしてまいりたいと思っております。

四点目の基地内工事関係についてでございますが、高層住宅の建設につきましては、現在九階建ての家族住宅二棟百四十戸分の工事が行われておりまして、来年の十月から十二月の間に完成する予定であると

のことでございます。また、羽村町の行政区域になりますが、西側住宅地区に平成二年度から平成三年度末までの予定で九階建ての高層家族住宅二棟百四十戸分を建設する計画があるとのことでございます。滑走路の工事につきましては、滑走路の老朽化に伴う補修工事を十月中旬から十一月中旬まで、約一カ月間行ったとのことでございます。

五点目の九月から十一月期の軍用機飛来数等につきましては、担当より答弁いたさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、福祉行政について、一点目の心身障害者緊急一時保護等の実施の考えについての御質問でございますが、市が施設を設置し、実施することは大変難しいかと考えております。ただ、既に平成二年には、介護人等の派遣について実施する方向で検討を進めている最中でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、他市の実施状況については、担当より説明をいたさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、心身障害者の学童保育の実施について御答弁申し上げます。

学童保育における心身障害児童の対応でございますが、現実の問題といたしまして、学童クラブでの集団保育に適応能力のある児童の受け入れについては、定員、施設、能力、指導員等十分協議をする中で取り組んでいるのが実情でございます。今後の課題といたしまして、応募時における処遇でございますが、現行の定員、施設、能力、指導員体制などあらゆる点を考慮しながら、社会福祉協議会とも、十分運営協議を積み重ねる中で、指導員と保護者による面接相談を行い、より慎重に対応できるよう努力をいたしてまいりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

次の就学時健診につきましては、教育委員会より答弁いたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、大森議員さんからの御質問に対しまする御答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） 就学時健診についての基本的な考え方を答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、就学するお子さんたちにとって、これは必要な健診であるという観点で、学校教育法の趣旨を踏まえまして、現在、実施いたしておるところでございます。以上です。

○教育次長（古谷正夫君） 実施内容でございますけれども、この内容につきましては、内科、歯科とに分けて実施したわけでございます。その内科につきましては、栄養状態とか皮膚の色沢等につきまして、検査をさせていただいたわけでございます。また、歯科につきましては、虫歯の未処置等の関係について処置させていただいたというふうなことでございます。

それから、就学相談の関係でございますけれども、申し込みを七月の広報にお願いいたしまして、追加を十月の広報にお願い申し上げました。就学相談につきましては、医師二名、それから、都立の養護学校の先生二名、通学区の校長二名、心身障害者学級設置校の教諭二名、教育相談員一名、専任教育相談員三名、指導主事一名、計十三名で実施させていただきました。就学相談を申し込まれた方につきましては二名でございますけれども、当日、一名欠席でございます。この一名については、後日、予定をしております。

それから、知能テストの関係でございますけれども、これは、昨日遠藤議員さんにも御答弁申し上げますが、第六小学校が白紙の用紙を出しまして、丸、三角とを書かせるというふうなことです。その他の学校につきましては、校長以下、教員が面接をしてテストをしたというふうなことでございます。市販のテスト等は使っておりません。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 横田基地の九月以降の離着陸数について申し上げます。

まず九月でございます。上旬一日から十日でございますが、飛行総数は、今年が三百四十八回、前年が五百五十五回で、マイナスの二百七回です。一日平均の飛行回数は三十四・八回、前年が五十五・五回で、マイナスの二十・七回でございます。昼間です。午前七時から十九時というところでございますが、今年が三百一回、前年が四百二十回で、マイナスの百十九回です。夕刻、十九時から二十二時でございますが、今年が二十二回、前年が百十九回で、マイナスの九十五回でございます。夜間が二十二時から午前七時まででございますが、今年が二十三回、前年が十六回で、プラスの七回でございます。最高飛行日及び回数

でございますが、今年が九月一日、六十四回、前年が九月七日で百十二回、マイナスの四十八回でございます。騒音最高日及びホーンでございますが、九月九日、百十六ホーン、前年が九月六日の百十三ホーンで三ホーンの増ということでございます。

次に中旬でございます。十一日から二十日までの間でございますが、飛行総数は二百七十六回、前年が二百二十九回で、四十七回の増でございます。一日平均飛行回数は二十七・六回、前年が二十二・九回で、四・七回の増でございます。昼間でございますが、二百十四回、前年が百七十四回で四十回の増です。夕刻でございますが、今年が三十一回、前年も三十一回で、プラス、マイナスゼロでございます。夜間でございまして、今年が三十一回、前年が二十四回で、七回の増でございます。次に、最高飛行日及び回数でございまして、九月十四日、四十四回、前年も九月十四日で、四十五回でマイナスの一回でございます。騒音最高日及びホーンでございますが、九月十一日が百十七ホーン、前年は九月十九日で百十ホーンでございます。七ホーンの増でございます。

次に下旬でございますが、二十一日から三十日の間でございます。飛行総数は六百六十四回、前年が二百八十二回で、三百八十二回の増でございます。一日平均飛行回数は六十六・四回、前年は二十八・二回で、三十八・二回の増でございます。昼間でございますが、四百八十八回、前年は二百二十七回で、二百六十一回の増でございます。夕刻でございますが、百五十八回、前年は四十五回でございまして、百十三回の増でございます。夜間は十八回で、前年が十回で、八回の増でございます。最高飛行日及び回数でございますが、九月二十六日、百二十五回、前年は九月三十日で五十六回、六十九回の増でございます。騒音最高日及びホーンでございますが、九月二十三日百八ホーン、前年は九月二十四日で百九ホーン、マイナスの一ホーンでございます。

次に十月でございますが、十月の下旬でございますが、飛行総数は三百九十五回、前年が四百十三回で、マイナスの十八回です。一日平均飛行回数は三十九・五回、前年が四十一・三回で、マイナスの一・八回です。昼間でございますが、二百九十六回、前年が三百三十一回、マイナスの三十五回です。夕刻でございますが、今年が八十一回、前年が五十八回、二十三回の増でございます。夜間でございますが十八回前

年が二十四回、マイナスの六回でございます。最高飛行日及び回数ですが、十月二日、七十八回、前年が十月六日の六十七回、十一回の増でございます。騒音最高日及びホーンですが、十月十日百十ホーン、前年は十月の五日百十ホーン、プラス、マイナスゼロでございます。

それから、中旬でございますが、飛行総数が四百九十三回、前年が四百三十三回で、九十回の増でございます。一日平均飛行回数ですが、四十九・三回、前年が四十・三回、九回の増でございます。昼間でございまして、四百十九回、前年が三百十回、百九回の増でございます。夕刻が五十一回、前年が八十五回で、マイナスの三十四回、夜間でございまして二十三回、前年が八回、プラスの十五回です。最高飛行日及び回数ですが、十月の十三日、九十回、前年は十月十一日、八十四回、六回の増でございます。騒音最高日及びホーンですが、十月十三日が百十六ホーン、前年は十月十七日で百十三ホーン、三ホーンの増でございます。

下旬でございますが、飛行総数は百二十二回、前年が五百十一回で、マイナスの三百八十九回、一日平均飛行回数は十一・一回、前年は四十六・五回、マイナスの三十五・四回です。昼間は百十一回、前年は三百九十七回、マイナスの二百八十六回です。夕刻ですが、七回、前年は九十二回で、マイナス八十五回、夜間ですが、四回、前年は二十二回で、マイナス十八回です。最高飛行日及び回数ですが、十月二十一日、三十四回、前年が十月三十一日で九十三回、マイナスの五十九回です。騒音最高日及びホーンですが、十月二十一日、百一ホーン、前年が十月三十一日で百十ホーン、マイナスの九ホーンでございます。

次に、十一月でございますが、上旬で、飛行総数百四十九回、前年は四百八十三回、マイナスの三百三十四回です。一日平均飛行回数は十四・九回、前年は四十八・三回、マイナスの三十三・四回です。昼間でございまして、今年百十四回、前年が三百六十二回、マイナスの二百四十八回、夕刻二十四回、前年が八十三回でマイナスの五十九回、夜間ですが、今年十一回、前年三十八回、マイナスの二十七回です。最高飛行日及び回数ですが、十一月の八日、五十回、前年は十一月の二日で百二十三回、マイナスの七十三回です。騒音最高日及びホーンですが、十一月の七日、百四ホーン、前年は十一月の四日、百八ホーン、マイナスの四ホーンです。

中旬ですが、飛行総数が百六十八回、前年は二百十三回でマイナスの四十五回、一日平均飛行回数は十六・八回、前年が二十一・三回、マイナスの四・五回です。昼間が百三十七回、前年は百六十四回、マイナスの二十七回です。夕刻二十四回、前年が四十三回、マイナスの十九回、夜間七回、前年が六回でプラスの一回、最高飛行日及び回数ですが、十一月の十六日、三十三回、前年は十一月の十五日、五十四回、マイナス二十一回、騒音最高日及びホーンですが、十一月十三日、百五ホーン、前年は十一月の二十日、百十ホーン、マイナスの五ホーンです。

下旬ですが、飛行総数五百四十八回、前年は六百七十八回で百三十回の減でございます。一日平均飛行回数が五十四・八回、前年は六十七・八回、マイナス十三回です。昼間でございますが、四百十八回、前年が四百六十二回、マイナスの四十四回です。夕刻ですが百八回、前年が百九十六回、マイナスの八十八回です。夜間二十二回、前年が二十回、プラスの二回です。最高飛行日及び回数ですが、十一月の二十七日、百三回、前年は十一月の二十三日、百三十七回、マイナスの三十四回です。騒音最高日及びホーンですが、十一月の二十一日と二十三日で、百七ホーン、前年は十一月の二十一日で百十ホーン、マイナスの三ホーンです。以上です。

○福祉部長（石川和夫君） 福祉行政のうち、一点目の心身障害者緊急一時保護等の実施の考え方についての市長の補足答弁をさせていただきます。

御案内のように、心身障害者緊急一時保護事業につきましては、病院保護、施設保護、在宅保護と三つの区分けになっておりまして、そのうち、在宅保護の関係で申し上げさせていただきます。二十六市中、家庭委託というふうな、家庭保護といえますか、実施しているのが十五市、それから、介護人の派遣といましようか、実施しているのが十九件、家政婦の派遣が四市でございます。この中で、家庭委託と、介護人派遣と両方やっているところが十五市ということでございます。以上です。

○議長（仲村清信君） 五時十五分まで休憩いたします。

午後五時 三分 休憩

~~~~~

午後五時十四分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二番（大森 進君） 自席から二回目の質問を行っていききたいと思います。

かなり早く市長さんしゃべっていただきましたので、十分わからないところは、再度聞いていきたいと思いますが、クラーク基地からの移駐については、松山議員、遠藤議員が質問しておりますので、詳しくは聞く必要もないというふうには考えておりますけれども、これは、私は最初から、この移駐については、絶対に容認できないと、反対であるということと述べております。市長も、その後の対応については、かなり積極的に反対である中止の申し入れということで、動いているということですので、ただ、これ以降についても、横田基地がさらに拡張、強化されないとは限りませんので、そこら辺は十分留意して、きっちり今後とも粘り強く、そういった要請行動は展開していただきたいというふうに思います。

次の市上空低空飛行訓練について、これはちょっとお尋ねしたいのですが、先ほどの市長の答弁では、三九協定についての考え方は、一種のガイドラインであって強制力が余りないというふうに考えていると。ただ、申し入れ等は行っていききたいという答弁なのですが、この三九協定の位置づけになるのですよ。遠藤議員でもこの問題は質問していて、実質的には空洞化しているのではないかと、言うていました。が、これがなくて、この協定書にある程度基盤にしない限り、横田基地に何を基準にして申し入れていくことになるわけですか。ただ、低いんだとか、低空で飛んでいるのだというふうになるわけですか。一応、これがある意味では基準になっていて、市上空の飛行訓練が多過ぎるではないかと、あるいは低空過ぎるではないかと、その分、市民が騒音で苦しむではないかと、そういうふうになっていくと思いませんか。これは、私の立場だという考え方はなくて、市長にとってね、これは最大限ある意味では有効に使わなければいけないものだろうと思います。そういう認識がちょっと違うのではないかと、いうふうな感じを受けたのです。そこら辺、再度聞いておきたいと思うのですが。それと、三九協定なのですが、私もいろいろ調べてみたのですけれども、これは昭和三十九年の四月十七日に、日米合同委員会承認された協定であろうというふうに思います。横田飛行場における航空機騒音の軽減措置ということで、ちょっ

と読んでみますと、三番目に、分科委員会は前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関するさきの規定措置について同意した。また、分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音について、正当な苦情は著しく減少し、または、除去されるであろうことを全員で確認したということ、そういう大きな三番目がありまして、その中の(四)のところに、夜間飛行訓練の規制というのが載っておりまして、夜間飛行訓練は、使命の達成及び搭乗員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時期に終了するよう最善の努力を払うこと。ある意味では努力義務になっておりますね。(六)に飛行方法の規制というのがありまして、離着陸及び計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については、平均海面上二千フィートとして、ターボプロップ機及び在来機については、平均海面上千五百フィートとするというふうに、これはするところになっているわけですね。これを大体メートルで簡単に計算し直すと、海面上四百五十メートル。福生市の資料をいろいろ見ますと、標高——海面上から見て、武蔵野台あたりで百四十三メートル、五小付近で百四メートルというふうに考えますと、約三百メートルちょっとですね。それは、要するにそれ以下で飛んではいけないという取り決めになっていると思います。これは、かなり有効な内容になっていると思います。必しも、それ以外であれば、私は飛んでいいとは絶対申しませんけれども、一つの基準として、そういうものがあるんだらうというふうに思います。これは、私が見ておりましてかなり低く飛んでいると。さすがに前後、前に対しての距離感というのはわかるのですが、上下については飛んでいるわけではありませんから、なかなか把握しづらいのですが、いろいろな市民の方に聞いても、私自身が見ても、やはり三百メートルは切っているのではないかとこのように強く感じるわけです。そこら辺、市長さんはどのように認識しているのかということも含めてお聞きしたいのですが、その上空飛行訓練しているものを調査することはできませんか。いろいろな今の科学ですから、いろいろな方法はあると思いますが、実際、訓練しているときに、市としてその高さを調査して、実態はどうなのかと把握する考えはあるのかどうなのかも、あわせてお聞きしたいというふうに思います。

それと、基地に対して、この間、C130なんかは三機、四機と連続して夜も飛んでいます。九時半過ぎてばあっと飛び始めて、びっくりしたら、まあそんなに長い時間やりませんけれども、夜もやっております。これに対して、申し入れをしたいということ、先ほど言っていますけれども、これをきちんと文書でやる考えがあるかどうか、それをお尋ねしておきたいと思えます。口頭で言うというのは、どうしても私たちから見れば、言った言わないというような感じになりますので、市長はそれに対して申し入れをするんだということであれば、やはりきちっとした文書で出していたいただきたいというふうに思いますので、その考え方をはっきりもう一度答えていただきたいと思えます。

次に、騒音測定機の設置についてですが、前向きに検討していききたいという答弁ですので、前向きに検討していただきたいのです。それとしか言いようがないのですが、今、この騒音測定機設置について、この時期に言ったのは、御存じのように、平成二年度ですか、今予算編成の作業に入っています。市長が、これをもうつけるというふうに考えれば、来年はこれは設置できるわけです。前向きの検討と言いますが、検討のままで、来年度予算編成したら、また、一年延びるということも十分ありますので、これは要するに、来年度、これをつけるという方向性で受け取っていいのか、そこら辺、今回出した意味はそこですか、お聞きしたいのです。それを一点お伺いしておきます。

基地工事については、お聞きしましたのでよろしいのですが、これに絡めて聞きますと、住宅建設がなされているわけです。市街地に近いわけですから、住宅を建設することによって、市民にどのような影響が出ているのかを二回目は聞いてみたいと思っています。一番典型的に考えれば、テレビの電波障害とか、そういった内容になると思いますが、市はどのように把握して、あるいはそれに対して、どのような対策を行っているのかを、できればお伺いしたいと思えますので、よろしく願います。

九月から十一月の離着陸数はどうも御苦労さまです。これについてはお聞きして、この程度にしておきたいと思えます。

次に、福祉行政なのですが、緊急一時保護事業については、市長の答弁ですと、平成二年度から介護人等の派遣について実施する予定で検討しているという答弁がありました。当然実施する予定ですから、こ

れは来年度からは行うというふうに受け取って何ら問題ないというふうに思いますけれども、こういった内容で、現時点で検討しているのか、できれば、理事者側の方から詳しく説明をしていただければと思いますので、よろしく願います。私の考えは一回目に言っていますので、理事者の考え方を説明していただければと思います。やるという方向性ですから、あわせて一回目に聞いたのですが、市はそういった施設を設置することは非常に難しいと。最初の段階ですから、かなりそういったところまでというのは、非常に難しい部分もあるのではないかと。将来的に言いますと、こういった施設をつくるということは、非常に大きな意味を持つてくるというふうに思います。現時点ではそうであっても、今後こういったものを実施していくわけですから、そういった施設をどのように、今後イメージしていくのか、その考え方があれば、あわせてお尋ねしておきます。

他市との比較についてはわかりました。

次に、学童保育の実施の考え方についてなのですが、大変早口でしゃべられたので、いまいちよく理解していないのですけれども、今後、社会福祉協議会あるいは関係各位と十分検討していきたいということだと思いますが、もう一度、これについてはお聞きします。現在、心身障害者について、学童保育では何人か受け入れていますよね。決算委員会の話の中ではそこら辺についての説明をいただきたいのと、今後、学童保育そのものももちろんであります、心身障害者の受け入れの体制を強化、整備していく方向なのかどうなのかをね、その考え方をお尋ねいたします。

それと、先ほど広報についてお尋ねしました。もう一回やりますけれども、ここら辺はちょっとばつとしゃべられたので、もう一回市長さんにお尋ねしますが、これは十一月二十五日の福生の広報ですけれども、ここに学童保育入所児童受け付けの記事が載っているわけです。読みますと、小学校一年生から三年生までの児童で、放課後帰宅しても、保護者が働いていたり、病気等で面倒を見てもらえないなどの児童が対象です。ただし、心身に障害のある児童は除きます。入っているわけです。こういったのを広報に、今まで平気で載せてきて、市長はどのように考えているのかを聞いています。こういった形で来て、今後どのように変えていくのか。私は先ほども言いましたけれども、はなから市の広報というのは、市民全

員に配っているわけですよ。全員が見るわけです。そこで、一番身近な情報として知るわけなんですけれども、その段階で、ただし心身障害のある児童は除きますなんて書いてあれば、これは、やはり問題だと思えますよ。心身に障害を持っている親は、これを読んでどう思うか、市長はそういうことを考えたことありますか。ないとは言わないでしょうけれども。実際、学童について市にどれだけ受け入れ体制があるか否かというのは、問題はあっても、こういうことを書いている文書が広報として載るということは、いいとは思わないでしょう。

まず、親が入りたいのだけだと相談に来て、でも、市はこういう現状だからという説明するんだからわかりますよ。しかしこれははなからもう排除しているのです。もう受け入れませんと宣言しているわけです。こういうようなものは、私に言わせれば、差別、排除の内容を持っているんじゃないことになるわけです。こういうことはあってはいけないし、市としては誠心誠意相談に乗るなら乗るといふ形で示していかなければいけない。それが、いままでこういう形できたと、それについて、市長はどう思っているのかを聞きたいのです。今後、どのように変えていくのかを、検討するにしても何にしても、もう一度、お聞かせください。

次に、就健の関係についてお聞きします。

これは、就健の内容について詳しく説明していただきたいというふうに言ったのですが、かなり省いていただきました。答えられたというふうに思います。遠藤さんも質問して、その中で数字が出ておりますので、何回も聞き直してもあれですから、そのところで、資料を使って、次の質問をしたいと思えますけれども、就健に來た中で、就健を受けなかった児童がおりますよね。それについては、もう答弁されていますのでわかっておりますが、就健を拒否した人が六名いるということとは、遠藤議員のところでは答弁されております。それで、それについてお聞きしたいのですが、文書をもって、これは問題があるから拒否するというふうに通告されておきながら、その拒否者に対して、再度通知を出すという姿勢は去年もそうでしたし、ことしもそうなのではないのかと思います。もうはっきり明確に出ているものを何で通知を再度出すのか。私から見れば、これはちょっといやがらせではないかというふうに思います。――そ

うではないんだよ、大切な子供を預かるんだから」と呼ぶ者あり」これについてなぜ出すのかを明確に答えてください。

次に、就健に対して、拒否者が出ていることに対して、教育長はどのように考えているのかというふうにお尋ねしますので、答えてください。

次に、知能テストの関係ですが、六小が丸、三角といった内容で白紙に書くと、他の六校は面談で校長とか教員が当たっているということですが。これは何で六小はこういう方法を用いているのですか。ほかの六校は面談なんですか。そのずれはどういうことですか。統一して面談をやっているとか、そういうことではわかりませんが、わざわざ六小がそれをやっている、ほかの方は面談なんだと、その根拠といえますか、内容がわかりませんので、これ説明していただきたいのです。（「校長の裁量」と呼ぶ者あり）

それと、教育長にもう一度お尋ねしたいのですが、先ほど就健ないし知能テストに対する考え方ということでお聞きしたのですけれども、「必要と考えているので実施していると、以上です。」ということなのですが、では、私はここで知能テストについてお尋ねしたいのですがね、何で必要なのか、その理由を聞きたいわけです。知能テストというのは、それなりに、国の方でさまざまな指導があるのだろうと思いますが、就学時の健康診断における知能検査は、言うまでもなく精神薄弱児の発見に努めるために行われるものであると。そのための知能テストでしょう。そういうふうな指導されているはずなのです。これについて、私はそれはもう事前に発見するために、それをやるのだから、もう入学する前の段階で、差別、選別だということふうに認識しているというふうに先ほど言ったわけで、これについて、教育長は必要だというふうに言っていますが、こういう内容であるにもかかわらず、何で必要なのか、その理由、考え方を教えていただきたいと思っています。

先ほど、知能テストをやめた場合、福生市にあるいは教育委員会でもいいですよ、どういう影響が出るのですかと、児童という立場で聞いたのではなくて、あるいはこういった指導が入っている、あるいは保健法に基づいて就健はやっていると思いますが、国の方でこういった形で影響が教育委員会に出てくるの

かね、そういった意味での質問だというふうな受け取っていただきたいと思います。それについて、答弁していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。以上です。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。

米軍横田基地についてのうち、市内上空の低空飛行訓練に関連をいたしまして、三点ほど御質問をいただいております。

まず一つは、私も情報として聞いているわけですが、三十九年に日米合同委員会で行われました協定に対する認識ということでございます。先ほど、市長が答弁いたしましたように、これは、ガイドラインと、そういうふうなことでございますが、やはりこのガイドラインは、市民の安全と騒音の問題、そういったものを含めての一つの取り組みであろう。そんなふうな考えます。そういう点では、やはりこれは、今後、抗議なりする場合の一つの基準にはなろうと、そんなふうな考えます。

それから、市街地上空を飛行する場合の高さを調査する考えが、今あるかどうかと、そういう御質問でございますが、特に、今現在で調査する考えというのは持っておりません。

それからもう一点、抗議する場合は文書で行うのかあるいは口頭で行うのかと、そういうふうなことでございますが、当面は口頭で行うと、そういうふうな形でお答えしておきたいと思えます。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 測定機の件で、来年度はどうするのかという質問でございますが、現在のところ、先ほども市長より答弁させていただきましたが、前向きに、その方向づけを検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、基地内の工事に伴うテレビ電波障害についてでございますが、基地内の新築工事に伴うテレビ電波障害につきましては、原因者負担の原則により、現在、国の方で対応しております。まず、電波障害除去工事の関係でございますが、八高線の東側地区につきましては、十月の二十六日に業者が決定いたしました、工事を進めております。また、八高線の西側につきましては、十一月二十八日に業者が決定しております、既に工事が入っております。